

公益社団法人日本カーリング協会 運営規則

第1章 総則

(目的)

第1条 この規則は、公益社団法人日本カーリング協会定款第50条に基づき、公益社団法人日本カーリング協会（以下「本協会」という。）の組織、運営に関する規則を定める。

第2章 正会員の権利・義務

(入会基準)

第2条 正会員となろうとする団体は、次の基準を満たす団体又は日本における車いすカーリング競技に関する統轄団体でなければならない。

- (1) 各都道府県におけるカーリング競技の統轄団体で、別に定めるガイドラインを満たしていること。
- (2) 冬の一定期間、継続してカーリングを行える施設があり、用具を有していること。

(負担金納入義務)

第3条 正会員は、「入会および退会に関する規定」に定められた会員会費及び以下に定める競技者登録料を納入する義務を負う。

競技者登録料 年額1人 6,000円

但し、高校生、大学生（大学院、短大も含む）、専門学校生は3,000円とする。

中学生以下は、500円とする

2 競技者がこの義務を履行しない場合は、当該年度の本協会主催の大会に出場することができない。

第3章 役員

(理事)

第4条 理事の選出区分内訳は次の通りとする。

- (1) 正会員代表として付則に定める全国ブロックより推薦された者（以下「ブロック代表者」という）各ブロック1名 計 5名
- (2) 学識経験者 15名以内

(役員選考委員会)

第5条 本協会は役員選考規程に基づき役員選考委員会を置く。

2 当委員会は前条の理事定数内区分に基づき、それぞれの区分の理事候補者を審査選考し、総会に諮る最終理事候補者を決定する。

3 当委員会は監事候補者を選考する

第4章 専門委員会

(専門委員会)

第6条 定款36条に従い、次の専門委員会をおき、所管事項を処理する。なお、研究会として、競技委員会の中にアイスマイク研究会を置く。

- (1) 総務委員会
- (2) 競技委員会
- (3) 指導普及委員会
- (4) 強化委員会
- (5) 医科学委員会

2 事業遂行に必要があると認められる場合理事会の承認を得て、时限を定め臨時の委員会を設けることができる。

3 各専門委員会の委員長は、役員候補選考委員会の選考に基づき、会長が委嘱する。各委員会には、互選により副委員長複数名を置くことができる

4 委員の任期は、本協会定款第17条の規定を準用する。

(総務委員会)

第7条 総務委員会は、次の業務を行う

- (1) 役員、専門委員、競技者登録に関すること
- (2) 各専門委員会との連絡・調整に関すること
- (3) 広報、出版、調査及び契約に関すること
- (4) 定款、規則その他規定に関すること
- (5) 会計及び各専門委員会の財務に関すること
- (6) 事務局の運営に関すること

(競技委員会)

第8条 競技委員会は次の業務を行う

- (1) 国際競技会及び日本カーリング協会の主催、主管の競技会に関すること
- (2) 国内の競技会の助言、指導に関すること
- (3) 競技施設、用具に関すること
- (4) 競技規則に関すること
- (5) 審判に関すること

(指導普及委員会)

第9条 指導普及委員会は、次の業務を行う

- (1) 指導普及に関する各種行事の開催
- (2) カーリング競技の技術の指導、調査、研究、宣伝に関すること
- (4) 指導者の育成に関すること
- (5) 公認指導者の養成、資格の審査、認定に関すること

(強化委員会)

第10条 強化委員会は、次の業務を行う

- (1) 国際競技会への選手選考、派遣に関すること
- (2) 選手の強化、競技力向上に関すること

(医科学委員会)

第11条 医科学委員会は、次の業務を行う

- (1) ドーピング検査の実施に関すること
- (2) ドーピング防止の啓蒙に関すること
- (3) スポーツ医科学に関すること
- (4) トレーニング・リハビリに関すること
- (5) その他 ドーピング防止に関すること

第5章 登録

(競技者登録)

第12条 本協会及び正会員が主催または主管する競技会、講習会等の行事に参加しようとする者は、原則として日本国籍を有し別に定める規定による登録手続きを完了した競技者でなければならない。但し、日本国籍を有しない者であっても、登録の直前の2年間以上継続して国内に居住しており、登録の手続を完了した場合は同様の扱いとする。

2 登録規定及び競技者規定は別に定める。

第6章 運営資金

(運営資金)

第13条 本協会は正会員の運営を助成するため運営資金を交付する。資金の交付は正会員のその年度の賛助会員会費納入額の2分の1によるものとし、5万円を限度として、会費納入後1月以内に行う。

第7章 規則の変更

(規則の変更)

第14条 この規則の変更は、本協会理事会の議決を経て、社員総会の承認を得るものとする。

付則

- 1 (ブロック) この規則に定める全国ブロックは次の通りとする

ブロック 都道府県

【北海道】 北海道

【東 北】 青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島

【関 東】 茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、山梨

【中 部】 長野、新潟、富山、石川、福井、岐阜、静岡、愛知、三重

【西 日 本】 滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山、鳥取、島根、岡山、広島、山口、
徳島、香川、愛媛、高知、福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄

2 (1)この規則は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

- (2)平成7年3月11日一部改訂、同4月1日施行
(3)平成12年6月24日改訂、同日から施行
(4)平成14年5月18日改訂、同日から施行
(5)平成16年3月20日改訂、4月1日から施行
(6)平成16年11月6日改訂、4月1日から施行
(7)平成18年3月25日改訂、同日から施行
(8)平成18年10月14日改定、同日から施行
(9)平成20年3月29日改定、同日から施行
(10)平成20年5月31日改定、同日から施行
(11)平成25年7月7日改定、同日から施行
(12)平成26年7月12日改定、同日から施行
(13)平成27年4月10日改定、同日から施行
(14)平成28年6月18日改定、同7月9日から施行
(15)令和2年6月20日改定、同7月11日から施行
(16)令和3年6月20日改定、同7月10日から施行
(17)令和4年9月16日改定、同日から施行
(18)令和5年8月5日改定、同日から施行
(19)令和6年8月3日改定、同日から施行